

**市営住宅（元勅使町・成合町田中団地）跡地の
有効的な活用に向けたサウンディング型市場調査実施要領**

1. サウンディング型市場調査について

「サウンディング型市場調査」（以下「調査」という。）とは、市が予定又は実施している事業の検討・見直しに当たって、民間事業者等から広く意見・提案を求めることにより、市場性の有無や民間のアイデア等を把握し、効果的な運用につなげるために実施するものです。

2. 調査目的

本市では、市営住宅（元勅使町・成合町田中団地）を平成30年3月に用途廃止したことから、跡地について、民間事業者による活用も含めて、検討することとしています。

今回、民間事業者の皆様から、用地の取得や借用を含めた跡地の効果的な活用について、幅広く御意見・御提案をいただき、跡地活用の市場性を把握するとともに、公募を行う場合の条件等を整え、市民サービスの向上に努めるために、本調査を実施します。

3. 対象土地・建物の基本情報

当該地の基本情報については、以下のとおりです。

| 元勅使町・成合町田中団地の土地・建物 | | |
|-----------------------|--------------|--|
| 土地 の 状 況 | 地番 | 元勅使町田中団地：高松市勅使町14、21-1 元成合町田中団地：高松市成合町444-1、480-1 |
| | 所有 | 市 |
| | 敷地面積（市道等を含む） | 元勅使町田中団地：16,150.15㎡ 元成合町田中団地：20,394.96㎡ |
| 建 物 の 状 況 | 所有 | 市 |
| | 建築年度（主たる建物） | 昭和38年度 |
| | 棟数（戸数） | 元勅使町田中団地：23棟（109戸） 元成合町田中団地：22棟（77戸） |
| | 延床面積 | 元勅使町田中団地：4,442.59㎡ 元成合町田中団地：2,979.15㎡ |
| | 階数（主たる建物） | 地上2階 |
| | 構造（主たる建物） | コンクリートブロック造 |
| 条 敷 件 地 | 用途地域 | 第一種低層住居専用地域 |
| 条 立 件 地 | 接道 | 県道171号 敷地内に市道あり |

4. 調査概要

| | |
|--------|--|
| 調査内容 | 元勅使町・成合町田中団地跡地の効果的な活用方法に関する調査 |
| 主な対話内容 | 1 事業内容について 2 市に求める条件等について ※各項目に対する提案につきましては、可能な限り具体的事例等を交えた御提案をお願いします。 |
| 対象者 | 事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人グループ |

5. 実施スケジュール

| 内 容 | 実 施 時 期 |
|----------|------------------------|
| 実施要領の公表 | 平成31年1月22日（火） |
| 対話参加の申込み | 平成31年1月23日（水）～2月18日（月） |
| 対話の実施 | 平成31年2月25日（月）～3月1日（金） |
| 結果の公表 | 平成31年3月下旬（予定） |

6. 対話の実施までの流れ

(1) 対話参加の申し込み

参加を希望する場合は、別添のエントリーシートに必要事項を記入し、電子メールにより、期間内に下記申込先へ御提出ください（エントリーシートの原本は、対話当日に御持参ください）。なお、電子メールの件名は【サウンディング参加申込】としてください。

対話に出席する人数は、1申請団体につき3名以内とし、参加希望日は、実施期間内で第3希望まで記入してください。

後日、日程調整の上、申請団体の担当者宛に、実施日時及び場所を電子メールにて御連絡します。希望に添えない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

【申込期間】平成31年1月23日（水）～2月18日（月）午後5時15分まで

【申込先】電子メールアドレス：jyutaku@city.takamatsu.lg.jp

※受信確認のため、電子メール送信後、送信した旨の連絡を対話申込期間中の市の執務時間中（日曜日、祝日法に定める休日及び土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時15分まで）に電話連絡してください（電話番号 087-839-2541）。

(2) 対話の実施

【日 時】平成31年2月25日（月）～3月1日（金）の期間のうち1日
30分から1時間程度

【場 所】高松市役所本庁舎の会議室

【実施方法】知的財産保護の観点から、対話は個別に実施します。

【対話内容】「7. 対話内容」以降を御確認ください。

7. 対話内容

主に次の項目について、自らが事業の実施主体となることを前提とし、可能な限り具体的な事例を交えた御意見・御提案をお願いします。対話の際に作成した資料等がありましたら、当日御持参ください。

また、対話終了後も必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただく場合があります。その際には、御協力をお願いいたします。

【主な対話項目】

| 項 目 | 内 容 |
|------------|---|
| 1 事業内容について | ・どのような事業で当該地の活用（取得等を含む）を検討しているかお聞かせください。 ※跡地の部分的な活用ではなく、一体的な活用の提案を求めます。 |
| 2 市に求める条件等 | ・当該地の活用にあたって想定しているスケジュールや障壁になると思われる事項、本市に求める条件などがあればお聞かせください。 ※ただし、跡地にかかる用途地域や用途制限の変更等はできないものとします。 |
| 3 その他 | その他、お気づきの事項等がありましたら、忌憚のない御意見をお聞かせください。 |

8. 別添・参考資料

- ・エントリーシート
- ・旧勅使町・成合町田中団地付近見取図、配置図、現況写真
- ・高松市用地地域別建築制限一覧表

9. 留意事項

（1）対話及び対話内容の取扱い

対話への参加実績が、事業の実施主体の審査において優位性を持つものではありません。

対話内容は、今後の検討の参考とさせていただきます。ただし、双方の発言とも、あくまでも対話時点での想定のものとし、実施を約束等するものではありません。

（2）調査に関する費用の負担

調査参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

（3）実施結果の公表

対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表します。なお、公表に当たっては、参加事業者の名称及び知的財産に係る内容は公表しません。また、事前に参加事業者へ公表内容の確認を行います。

（4）参加条件

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② エントリーシート提出時点で、高松市指名停止等措置要綱（平成 24 年 5 月 28 日（高松市告示第 403 号））に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者でないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び高松市発注建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱に該当しない者であること。

10. 問い合わせ先

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目 8 番 15 号

高松市都市整備局市営住宅課

電話番号：087-839-2541 担当 板倉・松下

F A X：087-839-2547

電子メールアドレス：[jyutaku@city.takamatsu.lg.jp](mailto: jyutaku@city.takamatsu.lg.jp)